

ID: 43

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	宝積寺タウンセンターの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成元年条例第33号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日